

第 1 1 章 水防活動に関する諸規定

第 1 節 公用負担

1 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明を携帯し、必要がある場合はこれを提示すべきものとする。

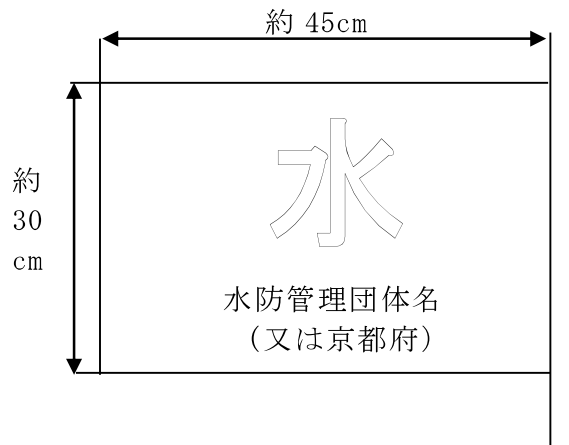
2 公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべきものに手渡して、これをなすものとする。

<p style="text-align: center;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center;">〇〇水防団〇〇部長 何 某</p> <p>上の者に××の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。</p> <p>年 月 日 時</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長 何 某</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">第 号 種類 数量 (枚)</p> <p style="text-align: center;">負担の内容 使用 収用 処分等</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇市町村 何 某 受 任 者 何 某 印</p>
---	---

第 2 節 優先通行の標識（昭和 50 年 7 月 8 日京都府告示第 409 号）

水防法第 18 条に規定する標識は、次のとおりである。



(注) 白布、水の字は赤色

第3節 水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

水防法第20条に規定する水防信号は、次のとおりである。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒
第2信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒
第4信号	乱 打	○－ 休止 ○－ 約1分 約5秒 約1分
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

- 注1：第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

注2：地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。